

平成26年度補正予算

経営安定化促進支援事業

申請者用手引書

一般社団法人 全国石油協会

平成27年3月

本事業の注意点

1. 本事業は、新たに買取りで設置する設備・機器に対して補助金を交付する事業です。リースにより導入する場合は対象となりません。
2. 申請書提出後に本会から送付する「交付決定通知書」の日付以降に発注・契約する設置設備が対象です。既に設置しているものや「交付決定通知書」の日付より前に発注・契約しているものは対象となりません。
3. 予算を超える申請があった場合、補助率(1/2)を調整する(1/2以下とする)ことがあります。
4. 1給油所につき1回のみの申請です。
5. 交付決定は、申請受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合、交付決定まで時間を要することがあります。
6. 補助金のお支払いは、概ね補助金支払請求書が提出された月の翌月末日を目途に送金する見込みです。但し、第1回目の補助金のお支払いは、平成27年8月下旬以降となりますのでご承知置きください。
7. 本補助金の交付を受けて設置する設備(取得単価(補助金受給額ではありません)が、50万円(消費税抜き)以上)については、「財産管理」を行う必要があります。対象となる設置した設備を処分する場合、補助金の返還が必要です。

I. 事業内容

1. 事業概要

本事業は「石油製品の安定供給の実現」を目的として、揮発油販売業者等が運営コストを削減し給油所経営の安定化を図るために、給油所設備を更新する際の設備購入費用の一部を補助する事業です。

2. 予算額

69億円（国庫補助金）

3. 申請者の要件(補助対象給油所の要件)

本事業を申請できる者は、揮発油販売業者が運営する給油所に、下記「4. 補助対象設備・補助対象経費」の①～⑤の補助対象設備を設置しようとする揮発油販売業者(当該揮発油販売業者が運営している給油所の所有者含む)であって、以下(1)及び(2)の要件に該当する者となります。(※1)

(1) 次の法令違反等の事項に該当しない者

- ①申請資格に関する事項(申請資格に関する誓約書(別紙1)をご確認ください。)
 - ②暴力団排除に関する事項(暴力団排除に関する誓約書(別紙2)をご確認ください。)
- ※別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 次の①～③のいずれかの要件に該当する給油所

- ①中核給油所(※2)【企業規模は問わず(※7)】
…「石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号」に基づき、経済産業局に「中核給油所」の変更届出を行っている給油所。
- ②事業承継を行う給油所(※3)【企業規模は、中小企業者等に限る(※7)】
… 次のいずれかに該当する「事業承継」を平成27年2月18日以降から実績報告書提出までに行い、営業継続する給油所。
- ③次の2つの条件を満たす給油所(※4)【企業規模は、中小企業者等に限る(※7)】
… 「申請日から起算して過去5年以上継続して給油所の運営を行っていること」、且つ「申請日から起算して過去5年以内に下記の設備について100万円以上(消費税 抜き)の設備投資を行っている給油所。」(申請時において既に設備投資が行われていること。)

4. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象設備及び補助対象経費は、下表の通りです。

補助対象設備	条件等(※1)
①LED照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・LED以外の照明設備からの買換えに限る。 ・申請給油所のキャノピーに設置するものに限る。 ・既存の照明設備の基数以下に限る。 ・既存の照明設備に比して省エネ効果があること。 (細則様式3にて証明が必要。)
②POSシステム	・内容省略
③ペーパー回収設備 (計量機及び荷卸し設備)	・内容省略
④門型洗車機	・内容省略
⑤樹脂製配管 (樹脂被覆配管含む)	・内容省略

補助対象設備	補助対象経費(※2)
<u>補助対象設備</u> <u>①～⑤の全て</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・本体購入費 ・設置工事費(設置のために必要な既存設備の撤去費・処分費含む) ・消防手続費(納付金に限る) <u>※諸経費・一般管理費等は補助対象外</u>

※1 中古品も対象です。(但し、補助対象設備⑤は除きます。)

※2 補助対象経費のうち、消費税は補助対象外です。

5. 補助率・補助金交付限度額

○補助対象設備ごとの補助率及び補助金交付限度額は、下表の通りです。

補助対象設備	補助率(※1)	補助金交付限度額(※2)
①LED照明設備	1/2以下	150万円
②POSシステム		50万円
③ペーパー回収設備 (計量機及び荷卸し設備)		500万円
④門型洗車機		500万円
⑤樹脂製配管 (樹脂被覆配管含む)		400万円

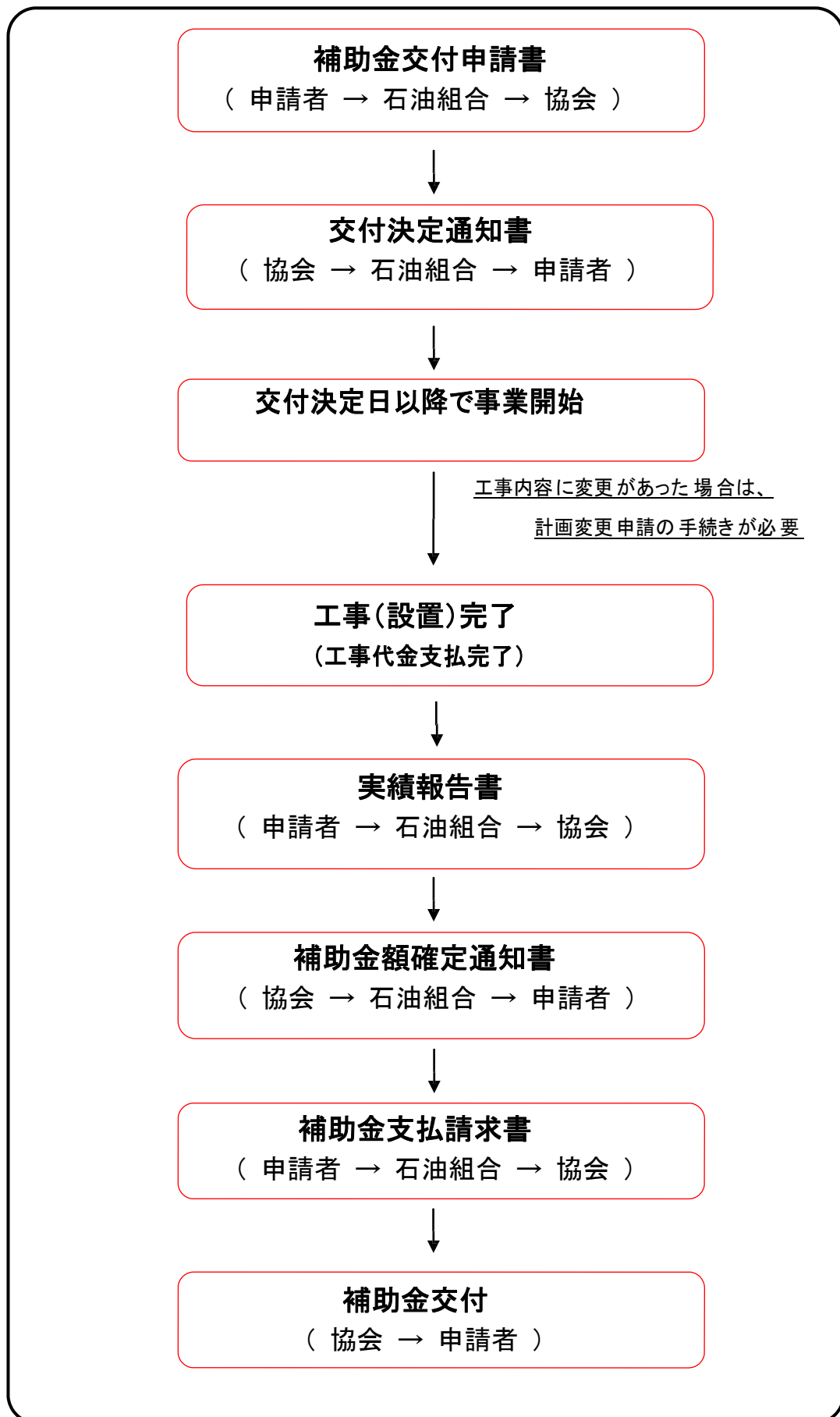
○1給油所で補助対象設備①～⑤を複数申請、及び1企業で複数給油所を申請することは可能ですが、その場合の補助金交付限度額は、下表の通りです。

	補助金交付限度額
1給油所あたり	500万円
1企業あたり	1,000万円

※1 予算を超える申請があった場合、補助率を調整する(1/2以下とする)ことがあります。

※2 補助金交付限度額は、1給油所あたりの補助金額の上限です。

6. 申請から補助金交付までの流れ



Ⅱ . 申請の手続き

1. 募集期間

第1回目の申請受付を、次の通り行います。

回数	申請期間
第1回目	平成27年3月10日 ~ 平成27年4月24日（協会到着日）
第2回目	第2回目以降は未定

※受付を終了した後、予算に余りがある場合は、第2回以降の申請受付を行います。

※多数の申請があった場合は、交付決定までに時間を要することがありますので、ご承知置きください。

2. 申請方法(提出書類)

補助金申請をするときは、交付申請書に以下の書類を添付して、石油組合または協会に提出してください。

※様式書類及び別紙は協会ホームページよりダウンロードしてください。

○補助金交付申請書([様式経営安定化第1号](#))

○申請資格に関する誓約書([別紙1](#))

○暴力団排除に関する誓約書([別紙2](#))

○中小企業者等の規模が確認できる次のいずれかの書類(中核給油所の要件で申請する者を除く)

- ①申請者が会社であって、資本金で証明する場合は「商業登記簿謄本写し」
- ②申請者が個人または会社であって、常時使用する従業員数で証明する場合は、次のいずれかの書類
 - イ 個人の場合は、「源泉所得税領収書写し」等
 - ロ 会社の場合は、法人税確定申告書に添付する「法人事業税概況説明書写し」等

○卸売業であることを証明する場合は、次のいずれかの書類

- ①副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
- ②「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」

○役員名簿等

- ※商業登記簿謄本写しを提出する者は不要(商業登記簿謄本写しで確認します)
- ※申請者が個人の場合は不要

○中核給油所の要件で申請する者の場合は、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項第5号に基づく「変更届出書写し」(経済産業局等の受付印があるもの)

○事業承継を行う給油所の要件で申請する者の場合は、品質確保法の「変更登録申請書写し」又は「揮発油販売業承継届出書写し」(経済産業局等の受領印のあるもの)
※申請書の提出後に事業承継する場合は、実績報告書の提出時に添付すること

○申請日から起算して過去5年以上継続して給油所の運営を行っており、申請日から起算して過去5年以内に100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っている給油所の要件で申請する者の場合は、その設備投資を行ったことが確認できる次のいずれかの書類

- ①「請求書写し」及び「金融機関振込依頼書写し(金融機関の受付印があるもの)」等の支払証票の書類
- ②「資産償却台帳写し」等
- ③「補助金額確定通知書写し」(石油協会または全石連のものに限る)
- ④リース導入を行ったもので証明する場合は、「リース契約書写し」

○見積書写し(2業者以上の競争見積もり)

○申請給油所の日付入り写真

※給油所の全景写真、現況設備(入換する設備)の写真、申請する設備の設置予定箇所の写真

※LED照明設備を申請する場合は、現況の照明設備(入換する照明設備)の基数がわかる形で撮影すること

※樹脂製配管を申請する場合は、現況の鋼製配管(入換する配管)が埋設されている部分(土間部分)を撮影すること

○申請給油所の平面図

※現況設備(入換する設備)、申請する設備の設置予定箇所がわかる形で印をつけること

※LED照明設備を申請する場合は、現況の照明設備(入換する照明設備)、申請するLED照明設備の基数がわかる形で印をつけること

※樹脂製配管を申請する場合は、現況の鋼製配管(入換する配管)、申請する樹脂製配管が記載されていること

○LED照明設備を申請する場合は、省エネルギー効果試算書(別紙3)

○門型洗車機の買換えで申請する場合は、省エネルギー効果試算書(別紙4)

○取得財産等の管理・処分に関する誓約書(別紙5)

○申請する設備の製品仕様書(パンフレット)等

※同等の相違する製品で競争見積もりを行う場合は、各々の製品仕様書(パンフレット)を提出すること

○その他協会が必要に応じ要請する書類

3. 申請及び発注等に関する注意事項

○申請は給油所ごとに行い、申請回数は給油所ごとに1回限りとします。

○取得した見積業者の中から最も安価な業者に発注してください。

○申請段階では発注・契約は行わないでください。

※審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、協会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、設置工事を開始してください。

※交付決定通知書受理前に受発注・契約または設置工事を開始した場合は、補助金のお支払いができなくなりますので十分ご注意ください。

○本事業は、新たに買換えで設置する設備に対して補助金を交付する事業ですので、リースにより導入する場合は対象となりません。

○申請の受付期間内に予算を超える申請があった場合は、1/2の補助率を1/2以下に調整することがあります。

○交付決定通知書の発行は、申請の受付期間終了後に行います。多数の申請があった場合は、交付決定まで時間を要することがあります。

○本事業を、平成26年度当初予算(経営安定化促進支援事業)で申請した給油所が今回申請する場合で、申請給油所の要件(P3参照)が「①中核給油所の要件」又は「③申請日から起算して過去5年以上継続して給油所の運営を行い、申請日から起算して過去5年以内に100万円以上(消費税抜き)の設備投資を行っている給油所の要件」で申請する場合は、前回と同じ要件の申請でも対象とします。



経営安定化促進支援補助事業 補助金交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会
会長 持田 勲 殿

経営安定化促進支援事業に係る業務方法書第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

●申請者及び補助金の管理者

①申請者

- ・申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「給油所の運営者」の欄に記入し、捺印する。
- ・申請給油所の運営者と所有者が相違する場合、それぞれ双方の者が記入し、捺印する。

給油所の運営者	住所	〒 ー		印
	氏名又は名称 及び代表者名			
	品確法登録番号	ー	号	
	電話番号		担当者名	
給油所の所有者	住所	〒 ー		印
	氏名又は名称 及び代表者名			
	品確法登録番号	ー	号	
	電話番号		担当者名	

②補助金の管理者

- ・申請給油所の運営者と所有者が同じ場合、「運営者」に○印を付ける。
- ・申請給油所の運営者と所有者が相違する場合、補助金の管理者（受給者）となる者に○印を付ける。

補助金の管理者 (補助金の受給者)	1. 運営者	2. 所有者
----------------------	--------	--------

③上記「補助金の管理者（補助金の受給者）」の企業形態の別

- ・該当する企業形態に○印を付ける。

企業形態の別	1. 中小企業等	2. 非中小企業
--------	----------	----------

●申請給油所（設置場所）

給油所品確法登録番号	ー 第 号 ()		
給油所名		元売系列	
住所	〒 ー		

(細則様式 1)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会
会長 持田 勲 殿

(給油所の運営者)

氏名又は名称
及び代表者名

印

(給油所の所有者)

氏名又は名称
及び代表者名

印

誓 約 書

私は、経営安定化促進支援事業業務方法書第3条第4項各号に定める下記の事項に該当いたしません。

万一この誓約書に違反することがございましたら、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

記

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者
- 五 国が行う石油製品の試買分析において、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について不適合があり、資源エネルギー庁又は経済産業局から当該油種の販売停止・自粛等の指示又は立入検査を受けた後も同一項目について不適合を出した者（申請の資格を有しない期間は、不適合を出した年度及び最後に不適合を出した翌年度から最初に不適合を出した年度の期間分とする）
- 六 品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し、必要な措置をとるべきことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から2年を経過しない者

- 七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく警告又は排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき策定された「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」に基づく警告を受けた日から2年を経過しない者
- 八 不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 九 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 十一 「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に基づき策定された、「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）を受けた日から2年を経過しない者
- 十二 補助事業の交付の対象となる財産について、所有者又は運用する者としての権利義務を有していない者
- 十三 経営の状況又はその他の理由によって、石油製品の供給を継続すること（補助金で取得した財産の管理も含む。）が困難と認められる者、その他補助事業の実施において、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者
- 十四 揮発油販売業者が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前13号の何れかに該当する者があるもの

以上

(細則様式 1 の別紙)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会
会長 持田 勲 殿

(給油所の運営者)

氏名又は名称
及び代表者名

印

(給油所の所有者)

氏名又は名称
及び代表者名

印

暴力団排除に関する誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

(細則様式2)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会
会長 持田 勲 殿

(給油所の運営者)

氏名又は名称

及び代表者名 _____ 印

電話番号 _____ 担当者

(給油所の所有者)

氏名又は名称

及び代表者名 _____ 印

電話番号 _____ 担当者

取得財産等の管理・処分に関する誓約書

私は、経営安定化促進支援事業業務方法書第20条第1項及び第2項並びに第21条第1項、第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、経営安定化促進支援事業の利用により取得し、又は効用の増加した財産等について、下記の事項を適正に行い、万一違反したときは、直ちに補助金を返還することを誓約いたします。

記

- (1) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ります。
- (2) 取得財産管理台帳を備え、管理します。
- (3) 固定資産台帳等の写し及び取得財産管理明細表の写しを貴会に定期的に提出し、管理状況を報告します。
- (4) 処分（補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲り渡し、交換し、貸付け、担保提供に供し、又は廃棄すること）しようとするときは、あらかじめ貴会の承認を受けることとします。
- (5) 処分することにより収入があり、または収入があると認められるときは、速やかに貴会に報告し、貴会の請求に応じ、補助金の確定額の合計額を限度とし、その収入の全部又は一部を返納することとします。

以上

(細則様式3)

省エネルギー効果試算書

(LED照明設備用)

①現行機種 (廃棄予定)

メーカー・型式		
照明設備の種類		
個数・電力	個	(1灯あたり) W
消費電力合計	W/給油所	

②申請機種

メーカー・型式		
照明設備の種類	LED照明	
個数・電力	個	(1灯あたり) W
消費電力合計	W/給油所	

御中

(メーカー等) 住 所 :

社 名 :

担 当 者 :

電話番号 :

印

この度、貴社 _____ 給油所に設置を予定しているLED照明設備機器については、現行照明設備と比較して、下記の通りの省エネルギー効果が見込めると試算いたします。

【年間省エネルギー効果の目安】

消費電力削減量	kwh
---------	-----

※以下に算出条件を列記のこと

- ①
- ②
- ③